㈠　当機構が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。

㈡　当機構が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格で契約し施工中の者は、資料の提出期限日において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

⑬　低入札価格調査対象となった場合の専任技術者の追加配置

㈠　単体有資格者、経常建設共同企業体及び特定ＪＶともに、上記⑦㈠から㈢の基準を満たす専任の技術者体制と同等の体制を１組以上追加配置できること。

㈡　追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認ができる書類を添付して報告できること。

⑭　総合評価に係る施工計画が安全性、確実性、経済性等の観点から適切であり、不備なく適正に記載されていること。

⑮　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者ではないこと。

⑵　特定ＪＶの構成基準　特定ＪＶの構成は、２⑴に掲げる条件をすべて満たしている者で、次により構成しなければならない。

①　各構成員が建設業法（昭和24年法律第100号）の建設工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工の確保に支障がないと認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれと同等として取扱う場合がある。

②　構成員数は、２社とする。

③　各構成員の出資比率は30％以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大でなければならない。

④　経常建設共同企業体は、特定ＪＶの構成員として申請することはできない。

３　特定ＪＶの競争参加資格審査申請等

⑴　審査申請　本工事の競争入札に参加を希望する特定ＪＶは、６⑶の申請書等の提出と同時に、当機構の所定様式による共同企業体受付票、共同請負入札参加資格審査申請書、特定建設工事共同企業体協定書及び委任状（以下「申請書等」という。）を提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有する者として認定を受けなければならない。なお、６⑶の提出日に申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本工事の競争入札に参加することはできない。

⑵　認定資格の有効期限　認定の日から本工事（契約予定工事を含む。）が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、当初工事に係る契約が締結される日までとする。

４　総合評価に関する事項

⑴　入札参加者は「価格」、「施工計画」及び「施工体制等」をもって入札するものとし、入札価格が予定価格の制限範囲内である者のうち、⑵によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

⑵　総合評価の方法　評価値は、「技術評価点」と「価格評価点」及び「施工体制等評価点」を合算した数値とし、技術評価点の算出は、⑶の評価項目における評価点を合算した数値に、設定した最大加算点となるように比例配分により算出する。

①　「入札価格」は、１⑷に示す各工事（以下「個別工事」という。）の合計金額とする。

②　「技術評価点」の算出方法は、施工計画の評価（評価項目毎の評価及び配置予定技術者ヒアリングによる評価）を行い加算する。また、「施工体制等評価点」は開札後に行われる施工体制等の評価審査結果により加算する。なお、技術評価点の最高点数は40点、施工体制等評価点の最高点数は30点とする。

③　「価格評価点」は、100×（１－入札価格÷予定価格）で得た値とする。

また、施工計画に係る評価点は、開札後に行われる施工体制等の評価審査結果により得られる施工体制等評価点の割合によって減ずる。（開札後の施工計画の評価点＝審査の結果得られた施工体制等評価点／30点×開札前の施工計画の評価点）

⑶　技術評価点の対象となる評価項目は以下のとおりであり、詳細は入札説明書による。

①　配置予定技術者ヒアリング

②　施工計画

③　施工体制等

⑷　失格要件　「施工計画」が未提出、或いは白紙提出の場合は提出書類不備による失格とする。また、施工計画の内容に著しい不備などがあり、安全面・品質面等で適切でないことが明らかである場合は、失格とすることがある。

⑸　評価内容の担保

①　落札者の提示した施工計画、施工体制等は、全て契約内容となるものであり、契約後、速やかに総合評価計画書を提出し、請負者並びに当機構の工事監督部署及び発注部署の三者により、計画書の内容を確認するものとする。

②　施工計画、施工体制等の不履行が工事目的物の瑕疵に該当する場合は、工事請負契約書に基づき、瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償を請求するものとする。

③　受注者の責により入札時の施工計画、施工体制等が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定点を最大15点減ずることとし、未実施項目毎に点数を減ずるものとする。なお、提案された「施工計画」「技術提案」が適切に履行され、目的とした効果どおりの優秀な成果が得られた場合は、入札時の提案の評価段階を含めて考慮することとし、提案内容の履行難易度や効果を総合的に勘案し、最大２点まで加点するものとする。

５　枠組み協定型一括入札方式に関する事項

⑴　入札参加者は、個別工事ごとに見積った金額の合計額をもって入札するものとする。

⑵　落札者は、当機構と個別工事の契約に関する事項等を定めた協定書を締結しなければならない。

⑶　個別工事の請負契約は、締結する協定に基づき契約するものとし、落札者はこれを拒むことはできない。

⑷　１⑷に示す工事について、機構の都合により個別工事の契約締結時期や工期の変更、工事内容の変更、契約予定工事の中止を行う場合がある。

６　入札手続等

⑴　担当支社等　〒619―0223 京都府木津川市相楽台一丁目５番地　独立行政法人都市再生機構西日本支社　関西文化学術研究都市事業本部　業務室　総務経理チーム　電話0774(73)1507

⑵　設計図面及び現場説明書（ＣＤ―Ｒ）の交付　設計図面及び現場説明書はＣＤ―Ｒデータにより無償で交付します。ただし、発送に係る費用（地域により異なります。）はご負担いただきます。交付を希望する入札希望者は、添付のＦＡＸ申込書により以下の期間に送付し申込むこと。ＣＤ―ＲはＦＡＸ受領日より３営業日後までに到着するよう、㈱ＵＲコムシステムから着払い便で発送します（土曜日、日曜日及び祝日は営業日として数えない）。なお、３営業日を過ぎても到着しない場合は、ＴＥＬで総務経理チームに確認すること。

ＦＡＸ受付期間　平成23年８月29日（月）から平成23年９月28日（水）までの土・日曜日、祝日を除く毎日、９時30分から17時まで

ＦＡＸ番号0774(72)2646

※図面等は全てＣＤ―Ｒでの発送となり、紙による図面等の発送は行いません。

⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法　本工事の競争入札に参加を希望するものは、次に従い、申請書及び資料を提出しなければならない。

①　提出方法　申請書及び資料は電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事由により、発注者の承諾を得て紙入札による場合は、下記提出場所に内容を説明できる者が持参するものとし、郵送によるものは受け付けない。（必ず事前予約を行うこと。）

②　提出期間

（電子入札システムによる場合）

平成23年８月29日（月）から平成23年９月28日（水）（競争参加資格の確認の基準日という。）までの土曜日及び日曜日、祝日を除く毎日、午前10時から午後５時まで